村山市農業委員会総会会議録（第４回）

１．期日　　令和８年４月14日（火）　午後４時00分～

２．会場　　農村環境改善センター　小集会室

３．農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（１）　農業委員の出席者名簿（16名）

１番	石川　賢也	10番	板垣　厚志
２番	結城　正志	－	－
３番	阿部　憲一	12番	奥山　金弥
４番	佐藤　善洋	13番	髙谷　　太
５番	門脇　忠教	14番	髙橋　　昭
６番	下山　勝宏	15番	齋藤　伊美子
７番	川田　雅紀	－	－
８番	原田　浩明	17番	笹原　　泉
９番	太田　一男	18番	青柳　　篤

（２）農業委員の欠席者名簿（2名）

11番	海老名　正度	－	－
16番	石山　公己	－	－

（３）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（6名）

楯　岡	土谷　博行	大　倉	鈴木　雄一
西　郷	矢萩　政則	大久保	芦野　貴之
冨　本	青木　勝一	戸　沢	井澤　孝樹
袖　崎	松田　頼勝	大高根	黒沼　敏弥

４．会議日程及び会議に付した案件

議第17号　職員の任免について

議第18号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議第19号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第20号　〃　（許可処分）

議第21号　村山市農用地利用集積等促進計画について

5．報　　告

報第　9号　農地法第18条第6項の規定による通知について

報第10号　農地転用制限の例外の確認について

６．会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長	中里　恭一
局長補佐兼事業推進係長	髙宮　和弘
農地農政係長	猪藤　潤

７．会議の書記

農地農政係	石澤　永晴

会　　議

（１）開会　　午後 4 時 00 分

（２）開会のあいさつ

議長（青柳　篤）

皆様ご苦労様でございます。今日は、推進委員の方と農業委員の双方が集まる年に数回の会議になります。天気も穏やかで温かい春の陽気を感じており、桜が一気に満開になっております。皆様の農作業も忙しくなったと思いますが、けがや体に留意しながら、各々の活動を進めていただきたい。委員、推進委員の皆様には、日頃より活動には大変感謝している。令和７年度も無事終了したが、今後とも推進活動にご協力をお願いしたい。

（３）議事録署名委員の選出について

議長（青柳　篤）

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長（青柳　篤）

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

１番 石川　賢他　委員、　15 番 齋藤　伊美子　委員

それでは、議事に入ります。

（４）協議事項

議長（青柳　篤）

議第 16 号「職員の任免について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局（中里局長）

議第 16 号議案を朗読し、任免される職員について説明した。

議長(青柳篤)
原案のとおり可決決定することにご異議ありませんか。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)
異議なしと認め議第16号は可決決定されました。任命された石澤主事補は、あいさつをお願いいたします。

（石澤主事補挨拶　終了）

議長(青柳篤)
続いて議第17号「農地法第３条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局（中里事務局長）
今月の農地法第3条の許可申請は29番から54番までの26件で、所有権の移転が9件、賃貸借権の設定が15件、使用貸借権の設定が2件です
地目・面積は田が89,904㎡、畑が47,412㎡、樹園地が7,232㎡で合計144,548㎡です。詳細は担当より説明いたします。

事務局（猪藤係長）
議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき申請番号29番から41番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権、使用貸借権の設定等を詳細に説明した。なお、現地調査(4月2日、3日)を行った結果、農地法第３条第２項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳篤)
これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が2件あります。
はじめに委員案件42、52番を除いた、29番から41番及び43番から51番までの24件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳篤)
採決：委員案件を除く29番から41番、43番から51番、53、54番の24件について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)
　異議なしと認め、議第 17 号の委員案件を除く 24 件について原案の通り可決決定しました。続きまして 42 番の委員案件 1 件について審議します。5 番委員（門脇忠教委員）はご退席願います。

（5 番委員退席）

議長(青柳篤)
　ご意見ご質問のある方はお願いします。

　異議なしの声あり。

議長(青柳篤)
　採決：42 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

　異議なし。

議長(青柳篤)
　異議なしと認め、議第 17 号の 42 番の 1 件について原案の通り可決決定しました。5 番委員はご着席ください。

（5 番委員着席）

　続きまして 52 番の委員案件 1 件について審議します。3 番委員（阿部憲一委員）はご退席願います。

（3 番委員退席）

議長(青柳篤)
　ご意見ご質問のある方はお願いします。

　異議なしの声あり。

議長(青柳篤)
　採決：52 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

　異議なし。

議長(青柳篤)

異議なしと認め、議第17号の52番の1件について原案の通り可決決定しました。3番委員はご着席ください。

(3番委員着席)

議長(青柳　篤)

これで議第17号は原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして議第18・19号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より合わせて説明を求めます。

事務局（中里事務局長）

今月の農地法第5条の許可申請は、3番、4番の2件で、地目、面積は田1,764㎡です。詳細を担当より説明いたします。

事務局（猪藤係長）

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号3番は、譲受人が「一般住宅」を建築するため、所有権を移転するものです。

現在東根市内のアパートに住んでいる譲受人が生活するのに適切な場所として申請地を購入したいとのことです。農地区分は、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域、第一種住居地域が定められていることから、第３種農地に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の融資見込み証明で確認しております。

申請番号4番は、譲受人が「宅地造成」するため、所有権を移転するものです。

事業面積は2837.94㎡。9区画の宅地を造成し販売する計画で、譲受人は宅地取引に係る宅地建物取引業者の免許を所有しております。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域「第1種低層住居専用地域」が定められていることから「第３種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写しで確認しております。

また、宅地造成ではありますが、都市計画区域用途区域内であることから事業後の建築物の立地が確実と認められるため、許可条件を満たしております。

これらの案件について、現地調査(4月2日)を行った結果、排水経路や周辺への影響はなく、立地基準や一般基準などの許可要件を満たしており許可相当である旨を説明。

議長(青柳篤)

これより審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なし。

議長(青柳篤)
採決：議第 18、19 号について原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳篤)
異議なしと認め、議第 18、19 号は、原案のとおり可決決定しました。
続きまして、議第 20 号「村山市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局（中里事務局長）
議案書は、24 ページから 31 ページまでです。令和 8 年度から中間管理機構を通した新規契約として締結するものです。詳細は担当より説明いたします。

事務局（髙宮補佐）
議案書に基づき、263 番から 335 番までの所有権移転、利用権設定について、農用地地用集積等促進計画総括表・所有権移転集計表及び利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明。

議長(青柳篤)
これより審議に入りますが議事案件の中に委員案件が 1 件あります。
初めに委員案件番を除いた、263 番から 316 番、318 番から 335 番、までの 72 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なし。

議長(青柳篤)
採決：委員案件を除いた 263 番から 316 番、318 番から 335 番までの 72 件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

○議長(青柳篤)
異議なしと認め、議第 20 号の委員案件を除いた 72 件について原案の通り可決決定しました。
続いて 12 番の委員案件 1 件について審議します。12 番委員(奥山金也委員)はご退席願います。

（12 番委員　退席）

議長(青柳篤)
　ご意見ご質問のある方はお願いします。

　異議なしの声あり。

議長(青柳篤)
　採決：12 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

　異議なし。

議長(青柳篤)
　異議なしと認め、議第 20 号の、317 番の 1 件について原案の通り可決決定しました。12 番委員はご着席ください。

（12 番委員　着席）

議長(青柳篤)
　引き続き議事を進行いたします。これで議第 20 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

（５）報告
議長(青柳篤)
　続きまして議題 21 号「令和 8 年度最適化活動の目標設定について」を議題とします。の報告です。事務局より説明を求めます。

事務局（中里事務局長）
　令和 8 年度最適化活動については、3 月中に目標設定を行い、4 月総会で議決し国に報告することとなります。内容については、市ホームページで公表します。また、令和 7 年度最適化活動の点検・評価を次回、5 月総会に上程し決議いただくこととしております。詳細は、担当より説明します。

事務局（猪藤係長）
　個人ごとの令和 8 年度最適化活動の目標の設定について説明。

議長(青柳篤)
　委員の皆様から、ご意見・ご質問はありませんか。

7 番委員（川田　雅紀）
　35 ページ管内の農地面積（A）について、何を参照したのか？

事務局（猪藤係長）
　山形県の HP にて公開されている統計資料より参照した面積である。なお、農林業転作の面積ではなく、基本的に毎年農地面積が減っている傾向にある。

7 番委員（川田　雅紀）
　農地面積が減っているのは、自己保全や遊休農地になっているが除かれているためか？

事務局（猪藤係長）
　山形県の統計方法までは、把握していないが、村山市で管理している農地台帳の統計だと農地面積が 4900ha である。それよりは数値が少ないため、ある程度自己保全や遊休農地は除かれていると考えられる

議長（青柳篤）
　農地面積の在り方について、今後、どう考えていくか。農地面積が減れば集積率も上がるため、調べてみる余地はあると考える。

7 番委員（川田　雅紀）
　市内も集積してきている中で、現況の集積率 64％であり、自己保全や遊休農地になっている農地も含まれているか確認したかった。

10 番委員（板垣　厚志）
　大倉地区では、状況により相続できず、管理されていない農地が多く、周りの農地に影響が出ている。そういった遊休農地をどう解消したらいいか？

事務局（中里局長）
　遊休農地として、農業委員会で把握しているものと、未遂の状態の遊休農地がある。皆様にご協力いただき、８月にパトロールを行うが、基本的には、農地は適切な管理をしていただきたいと考えている。基本的には、持ち主が将来どう言ったことを考えているかを最優先したい。

10 番委員（板垣　厚志）
　兄弟や親せきなどもいなく、相続が難しい場合はどうすればよいか。

事務局（中里局長）
　相続の権利がある人は必ずいるため、調整する必要がある。相続を拒否する場合、最低限の管理は必要であることや拒否する場合の裁判手続きが必要になる旨は伝えている。

10 番委員（板垣　厚志）
　部落長の許可を得られれば、農地を手続きなしで使用していいか？

事務局（中里局長）
　トラブルのもとになるかもしれないため、案件ごとに農業委員会事務局へご相談いただきたい。

議長(青柳　篤)
　他にありませんか。

　発言なし。

議長(青柳　篤)
　異議なしと認め、令和 8 年度最適化目標は原案のとおり決しました。

議長（青柳　篤）
　続いて報告事項の、法第 9 号と、法第 10 号の 2 件について事務局より説明を求めます。

事務局（中里局長）
　報第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、賃貸借の合意解約の通知がありましたので報告します。38 ページ、91 番から 44 ページ、102 番までの 12 件です。地目と面積は田が 65,238 ㎡、畑が 5,951 ㎡、合計 71,189 ㎡です。中間管理機構への貸し付けによるものが 5 件、農地法 3 条によるものが 5 件、その他 2 件です。

　続いて、45 ページ、報第 10 号「非農地証明願について」です。申請番号 3 番の 1 件です。3 番、大字名取字以後森 3307-92、地目と面積は畑、123 ㎡です耕作不便により、平成 15 年ころから原野化し農地性が失われたものです。なお、4 月 3 日に現地調査し隣接する農地への影響がないこと等確認しております。

議長（青柳　篤）
　ただいまの説明に対しご意見ご質問のある方は、お願いいたします。

　異議なし。

議長（青柳　篤）
ご異議なしと認め、議事の議案第 16 号から議題 21 号までの、6 件と、報告の報題 9 号、報第 10 号の 2 件について終了します。

（6）閉会
　議事の議案第 16 号から第 21 号までの 6 件、報告の報第 9 号から第 10 号までの 2 件について

終了します。

終了　午後 5 時 00 分